

## 18歳は成年です。安易な契約に注意！

2022年4月から成年年齢が18歳になりました。法律上は大人として扱われることとなります。親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意志で様々な契約ができるようになりますので注意が必要です。

### 相談事例1

インターネットで見つけた痩身エステの無料体験を受けた。体験後に本コースを受けた方がお得と勧められ、断り切れずに痩身エステ20回コースを契約した。25万円のローンを組んだが、学生で収入がなく支払困難。

### 相談事例2

インターネットで見つけた映画オーディションを受けて合格した。その後、「レッスンが必要」と言われ入学金40万円と受講料10万円をクレジットで支払ったが解約したい。

### ワンポイントアドバイス

- ① エステや美容医療サービスを利用する時は事前に複数の事業者から情報を集め、比較、検討が必要です。
- ② その場の雰囲気流されずに、本当に必要なのか冷静に判断し、安易に高額な契約はしないようにしましょう。
- ③ タレント、モデルにあこがれる気持ちに付け込んで甘い言葉をかけられても、金銭の負担を求められたら注意が必要です。
- ④ 17歳までが未成年者として法律で保護されます。
  - ・ 契約する際は両親などの同意が必要です。ただし、小遣いの範囲内の少額な契約や許可された営業は親権者の同意なしに契約できます。
  - ・ 未成年者は知識、経験、判断力が未熟なので法律で保護され、原則契約を取り消すことができます。ただし、親の承諾を得て結んだ契約や自ら年齢を偽って契約した契約は取り消しができません。

(参考資料 2022年版くらしの豆知識)

**少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！**

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

**【問い合わせ先】**

伊奈町消費生活センター

**☎ 048-721-2111（内線2234）**

月曜日から木曜日（10時～15時）